

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年6月22日

【発行者名】 SBIアセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷一 司

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号

【事務連絡者氏名】 蝶野 善一

【電話番号】 03-6229-0170

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 SBI 日本株4.3ブル

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】 上限5,000億円

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年3月5日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、信託金の限度額の変更、一般社団法人投資信託協会の合併に伴う名称の変更、また委託会社の代表者の交代を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正箇所および訂正事項】

下線部 \_\_\_\_\_ が訂正部分です。

原届出書の該当事項については、それぞれ下記の内容に訂正されます。

## 【表紙】

## 【代表者の役職氏名】

&lt; 訂正前 &gt;

代表取締役社長 梅本 賢一

&lt; 訂正後 &gt;

代表取締役社長 谷一 司

## 第一部【証券情報】

## (4) 【発行（売出）価格】

&lt; 訂正前 &gt;

( 略 )

## ( ) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

2026年4月1日付けで、一般社団法人 資産運用業協会へ名称変更される予定です。（以下同じ。）

( 略 )

&lt; 訂正後 &gt;

( 略 )

## ( ) 基準価額の算出方法

「基準価額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により、評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

( 略 )

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

< 訂正前 >

（略）

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式/特殊型(プル・ベア型)」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

（略）

信託金の限度額

- ・ 1,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（略）

< 訂正後 >

（略）

ファンドの基本的性格

ファンドの商品分類

本ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品分類において、「追加型投信/国内/株式/特殊型(プル・ベア型)」に分類されます。ファンドの商品分類、属性区分の詳細につきましては、以下ようになります。

なお、ファンドが該当しない商品分類及び属性区分、その定義につきましては、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご覧ください。

（略）

信託金の限度額

- ・ 5,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・ 委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

（略）

## （２）【ファンドの沿革】

### <訂正前>

2017年12月19日 信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始  
2020年3月6日 信託期間終了日を2021年12月6日に変更  
2021年3月6日 信託期間終了日を2022年12月5日に変更  
2022年3月5日 信託期間終了日を2023年12月5日に変更  
2023年3月4日 信託期間終了日を2024年12月5日に変更  
2024年3月6日 信託期間終了日を2025年9月5日に変更  
2025年3月6日 信託期間終了日を2026年9月4日に変更  
2026年3月6日 信託期間終了日を2027年9月7日に変更

### <訂正後>

2017年12月19日 信託契約締結、本ファンドの設定、運用開始  
2020年3月6日 信託期間終了日を2021年12月6日に変更  
2021年3月6日 信託期間終了日を2022年12月5日に変更  
2022年3月5日 信託期間終了日を2023年12月5日に変更  
2023年3月4日 信託期間終了日を2024年12月5日に変更  
2024年3月6日 信託期間終了日を2025年9月5日に変更  
2025年3月6日 信託期間終了日を2026年9月4日に変更  
2026年3月6日 信託期間終了日を2027年9月7日に変更  
2026年6月22日 信託金の限度額を5,000億円に変更

## 2【投資方針】

### （５）【投資制限】

#### <訂正前>

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（略）

- （ ） 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

#### <訂正後>

本ファンドは、以下の投資制限に従います。

信託約款の「運用の基本方針」に定める投資制限

（略）

- （ ） 一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

（略）

## 第2【管理及び運営】

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

##### <訂正前>

##### ( ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（略）

##### <訂正後>

##### ( ) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます（基準価額は、便宜上1万口単位で表示される場合があります。）。

（略）